

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

保険証が新しくなります

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。
現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
7月22日より新しい保険証に更新しますので、役場保健福祉課後期高齢者医療担当⑨番窓口にて印鑑と旧保険証を持って更新手続きをお願いします。

- 新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課後期高齢者医療担当までお申し出ください。
- 役場までこられない方には、保険証を郵送いたしますのでご連絡下さい。

新しい保険証の色はピンク色です

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。
引き続き交付対象に該当する方は、保険証と一緒に保健福祉課高齢者医療担当⑨番窓口でお渡しします。
新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課後期高齢者医療担当へ申請してください。

<減額認定証の交付対象...次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方>

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方



新しい減額認定証は水色です

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次回の発行は、9月(平成25年1月～6月の医療費を対象)に行います。

新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合又は役場保健福祉課後期高齢者医療担当へご連絡ください。

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011 - 290 - 5601

保健福祉課 健康医療グループ
後期高齢者医療担当
☎76 - 2151(内線229)

子ども・子育て会議の 委員を募集します

委員公募の概要

町では、津別町子ども・子育て会議の設置に伴い、審議員を募集します。

子ども・子育て会議は、保健福祉関係者、児童福祉関係者、教育関係者、町長が必要と認められた者などで構成され、平成27年から5年間の子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、幅広く町民の意見を聴く機関として設置します。

- ① 公募期間 平成25年7月1日(月) から 7月24日(水)
 - ② 応募資格(以下の要件を満たしていること)
・本町に住所を有していること
・平成25年4月1日現在で、年齢が20歳以上の者
・子育て当事者(現に就学前児童または初等教育を受ける児童を養育・監護している方)
 - ③ 募集人員 2名
 - ④ 任 期 平成25年8月1日から 平成27年7月31日
 - ⑤ 報 酬 月額6300円(ただし、会議が3時間未満の場合は3150円)
 - ⑥ 応募方法 応募用紙は、町ホームページからダウンロードできるほか、保健福祉課で配布します。応募者多数の場合は、書類選考させていただきます。
- 応募先・問い合わせ先
津別町字幸町41番地
津別町役場 保健福祉課 介護福祉Gへ郵送か持参してください。応募書類は返却しません。
☎76 - 2151

地域福祉計画策定委員会の 委員を募集します

委員公募の概要

町では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての町民の方が地域において自立した生活が送れるよう、地域住民が参加し、共に支える仕組みづくりとなる地域福祉計画の策定を予定しています。

この計画は、平成27年度から5年間の計画で、保健・医療・福祉関係者や町民団体など15人以上の委員で組織された策定委員会が協議されます。

- ① 公募期間 平成25年7月1日(月) から 7月24日(水)
 - ② 応募資格(以下の要件を満たしていること)
・本町に住所を有していること
・平成25年4月1日現在で、年齢が20歳以上の者
 - ③ 募集人員 2名
 - ④ 任 期 平成25年8月1日から 平成28年7月31日
 - ⑤ 報 酬 月額6300円(ただし、会議が3時間未満の場合は3150円)
 - ⑥ 応募方法 応募用紙は、町ホームページからダウンロードできるほか、保健福祉課で配布します。応募者多数の場合は、書類選考させていただきます。
- 応募先・問い合わせ先
津別町字幸町41番地
津別町役場 保健福祉課 介護福祉Gへ郵送か持参してください。応募書類は返却しません。
☎76 - 2151

いちいの園臨時職員募集

- 介護職員 若干名
資 格 介護福祉士またはヘルパー2級以上の資格を有し、心身とも健康な方
勤務形態 施設職員に準ずる
賃 金 「津別町臨時職員の給与等に関する規則」による
雇用期間 平成25年7月中旬から 平成26年3月31日まで
申込方法 市販の履歴書に必要な事項を記入のうえ、7月10日(水)までにいちいの園へ提出してください
そ の 他 詳しくは、いちいの園までお問い合わせ願います
問い合わせ先
津別町特別養護老人ホーム いちいの園
☎76 - 3205

障害年金の所得状況届は 7月末までに

障害基礎年金の所得状況届が日本年金機構より送付されます。

この所得状況届は、引き続き障害年金を受ける権利があるかどうかを確認するもので、毎年7月末までに役場に提出していただくものです(提出されない時は、年金の支給を一時停止する場合があります)。また、障がいの程度を確かめる必要のある方については、診断書の用紙が同封されます。7月中に病院で受診し、医師の記入を受けてから、役場に提出してください。

所得状況届提出先及び問い合わせ先
役場 戸籍・年金担当
☎76-2151(内線222・223)

問い合わせ先
北見年金事務所 ☎0157-33-6008